

2020年9月10日

法政大学 通信教育部

## (在学生の方へ) 2020年度日本学生支援機構奨学金二次採用(国の修学支援新制度) に係る申請について【申請期間の延長】

2020年4月から国の修学支援新制度が始まりました。これまでの給付奨学金よりも対象世帯や支援額が拡充され、授業料減免と給付奨学金を同時に受けるものとなります。「1 採用要件」に該当し、この制度の利用を希望する方は、以下のとおり申請してください。

### 1. 採用要件

本奨学金には採用要件があります。一部を掲載しますので目安として確認してください。その他要件等詳細は、日本学生支援機構(以下、機構)Webサイト(<https://www.jasso.go.jp>)でも確認できます。

#### 以下(1)～(6)の全てに該当する者

- (1) 2020年度に通信教育課程に在学する本科生であること(2020年度新入生含む)。
- (2) 高等学校等を卒業してから、大学等への入学までに、2年間を経過していない。
- (3) 過去に成績不振による再学になっていない。
- (4) 1年生は高校の評定平均値が3.5以上、もしくは学修意欲があることが確認できること。2～4年生は累積GPAが上位1/2以上、もしくは累積修得単位数が標準修得単位数\*以上であること。

\*標準修得単位数は、卒業所要単位数÷4(年)×在籍期間で計算できます。

卒業所要単位数128単位の場合、2年生の標準単位数は128(単位)÷4(年)×2(年生)=64(単位)

- (5) 住民税が非課税、もしくはそれに準ずる世帯であること。
- (6) 資産が、生計維持者が2名の場合は2,000万円未満、1名の場合は1,250万円未満であること。

機構の「進学資金シミュレーター」で、ご自身が対象か否かの目安を確認できます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



### 2. 支援金額

本奨学金の採用者には、給付奨学金と授業料減免の支援が受けられます。支援金額は世帯構成や年収等に応じて、第I～III区分に区分されます。

#### (1) 給付奨学金

区分	支給額(年額)
第I区分	51,000円
第II区分	34,000円
第III区分	17,000円

#### (2) 授業料減免

授業料減免額の上限は80,000円(年額)です。区分(第I～III区分)に応じて減免額が異なります。

### 3. 申請書類請求方法【～11月2日(月)17:00まで(厳守)】

大学を窓口にして給付奨学金の申請をした後に、授業料減免の申請をする流れになります。

通信教育部学生担当宛に、申請書類を請求してください。書類をよく確認し、申請に必要な書類を用意してください。必要書類の準備期間を考慮し早めに請求してください。なお、申請に必要な書類として、申込者本人と生計維持者(原則父母)のマイナンバー関係書類、自宅外生は自宅外通学を証明する賃貸借契約書等の書類が必要になります。授業料減免の申請書類の提出に関する詳細は、申請者に別途ご案内します。



# 修学支援新制度採用要件

## 簡易チェックシート

※採用要件（基準）を満たすためには、以下の check1～3 について、

**全てに該当する必要があります。** 1 つでも該当しない場合には、申込要件を満たしません。

### (check1) 大学等への入学時期に係る基準

高等学校等を卒業してから、大学等への入学までに、2年間を経過していない（いわゆる2浪まで）。

例えば・・・ 1年次入学の場合、高等学校等の卒業年度の翌々年度末に大学等へ入学した人は資格があります。

例えば・・・ 2～4年次編入学の場合、本学に入学する前に在学した大学等に入学するまでの期間が対象となりますが、さらに本学に入学するまでの期間が1年以内でもある必要があります。

### (check2) 学力基準

(2年生以上) これまでに修得した単位数が標準単位数の5割以上である。  
ただし、GPA 上位 1/2 以下は、標準単位数以上が必要となります。  
※標準単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 修業年限 × 申込者の在学年数

例えば・・・ 2020年度の新2年生であれば、1年次に16単位以上を修得していること。新3年生であれば、2年次までに31～32単位以上を修得していること。

### (check3) 修業年限に係る基準

再学（留年）していない。

例えば・・・ 修業年限で卒業できないことが確定した場合は、資格がありません。

上記は申請書類を提出する前段階での簡易的なチェックになります。詳細は、日本学生支援機構のWebサイトで確認してください。